

令和7年5月16日福岡県公報第595号で公表した筑前海区における漁場計画の変更に係る区画漁業権について、漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定に基づき、次のとおり免許しました。

（1）免許の内容

令和7年5月16日福岡県公報第595号で公表した内容のとおり

（2）免許の存続期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで

（3）漁業権者

漁場計画番号 (免許番号)	漁業権者	
	氏名又は名称	住所
筑区第114号	糸島漁業協同組合	糸島市志摩岐志778番地の5
筑区第315号	糸島漁業協同組合	糸島市志摩岐志778番地の5
筑区第316号	福岡市漁業協同組合	福岡市西区愛宕浜四丁目49番1号
筑区第1304号	糸島漁業協同組合	糸島市志摩岐志778番地の5
筑区第1305号	糸島漁業協同組合	糸島市志摩岐志778番地の5
筑区第1306号	糸島漁業協同組合	糸島市志摩岐志778番地の5
筑区第1307号	糸島漁業協同組合	糸島市志摩岐志778番地の5
筑区第1308号	糸島漁業協同組合	糸島市志摩岐志778番地の5
筑区第1309号	福岡市漁業協同組合	福岡市西区愛宕浜四丁目49番1号
筑区第1402号	糸島漁業協同組合	糸島市志摩岐志778番地の5
筑区第1403号	糸島漁業協同組合	糸島市志摩岐志778番地の5
筑区第1404号	糸島漁業協同組合	糸島市志摩岐志778番地の5